

この申請書は、公共性は有するが第1の事業に該当しない充電設備設置事業を対象としています。
なお、補助対象は充電設備機器費と設置工事費となり、補助率は1/2となります。

第2の事業 申請用(2-1版)

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付申請書(工事項目補助上限額超過を含む工事申請用)

一般社団法人次世代自動車振興センター 代表理事 殿

申請日 平成 年 月 日

私(申請者)は、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程第6条第1項の規定に基づき、以下の通り申請いたします。

1. 申請者に関する事項

共同申請がある場合は✓してください。

(1) 住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 都道府県		
(2) 氏名又は名称 (法人等の場合は、名称)	氏名(法人等の場合は名称)		フリガナ
(3) 代表者名 (個人の場合は記入不要)	役職:	代表者名:	フリガナ
(4) 申請者の分類	該当するものに✓してください。 <input type="checkbox"/> 地方公共団体 <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人(マンション管理組合を含み、リース会社を除く) <input type="checkbox"/> リース会社		
(5) 連絡先等	TEL (- -)	FAX (- -)	所属・担当者(個人の場合は記入不要) () ※日中連絡できるTEL番号を記入

捺印

2. リース契約に関する事項(申請者がリース会社である場合に記入)

(1) 使用・賃借者住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 都道府県		
(2) 使用・賃借者名	使用者名		フリガナ
(3) 代表者名 (個人の場合は記入不要)	役職:	代表者名:	フリガナ
(4) 連絡先等	TEL (- -)	FAX (- -)	所属・担当者(個人の場合は記入不要) () ※日中連絡できるTEL番号を記入

3. 充電設備設置工事に関する事項

(1) 設置場所等	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 都道府県 設置場所店舗等の名称		
(2) 設置工事開始予定日	平成 年 月 日	(4) すべての支払完了予定日	平成 年 月 日
(3) 設置工事完了予定日	平成 年 月 日	工事区分: <input type="checkbox"/> 急速 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 特別 (該当するものに✓してください。)	

4-1. 利益等排除に関する事項(申請者が法人である場合に記入)(充電設備機器)

申請者(リース会社の場合は使用・賃借者)と充電設備機器メーカーとの資本関係 (以下の該当するものに✓してください。)

申請者自身が補助対象のメーカーである(自社製品を申請) 100%同一の資本に属するグループ企業である。
 関係会社(資本関係があるが100%未満)である。 資本関係はない。

※資本関係のある会社から調達を受ける場合には、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程第6条第2項第五号及び業務実施細則別表3による利益等排除が適用され、必要に応じて補助金申請額から減額の上で補助金交付決定いたします。

4-2. 利益等排除に関する事項(申請者が法人である場合に記入)(充電設備設置工事)

申請者(リース会社の場合は使用・賃借者)と工事事業者との資本関係 (以下の該当するものに✓してください。)

申請者自身が補助対象のメーカーである(自社製品) 100%同一の資本に属するグループ企業である。
 関係会社(資本関係があるが100%未満)である。 資本関係はない。

※資本関係のある会社から調達を受ける場合には、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付規程第6条第2項第五号及び業務実施細則別表3による利益等排除が適用され、必要に応じて補助金申請額から減額の上で補助金交付決定いたします。

*一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という)の次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金は、経済産業省が定めた次世代自動車充電インフラ整備促進対策費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を民間団体等に交付するものです。

捺印

誤記修正に必要です。

センター 確認			
------------	--	--	--

機械式駐車場の場合は✓してください。□

5. 充電設備機器の補助金申請額

Table with 6 rows for charging equipment details: (1) Type (Fast/Normal), (2) Unit price, (3) Subsidy limit, (4) Subsidy per unit, (5) Number of units, (6) Total subsidy.

Table with 6 rows for charging equipment details: (1) Type (Fast/Normal), (2) Unit price, (3) Subsidy limit, (4) Subsidy per unit, (5) Number of units, (6) Total subsidy.

充電設備機器補助金申請額 キ. 円 ※カの総計

※充電設備機器の記載スペースが足りないときは、本用紙をコピーし追記して、提出願います。

6. 充電設備設置工事の補助金申請額

Table with 5 columns: Project, Estimated amount, Subsidy rate, Subsidy limit, and Comparison. Rows include high-voltage equipment, wiring, power supply, charging stations, etc.

工事区分に応じた補助上限額 ケ. 円

設置工事補助金申請額 コ. 円 ※クとケのいずれか低い方をご記入ください。

7. 充電設備設置に係る補助金申請額(合計)

充電設備設置に係る補助金申請額(合計) 円 ※キ+コ



8. 申請要件等の確認

以下の内容に間違いありません。

- ① 申請充電設備に対して、本補助金以外に国からの補助金(センターが認める補助金は除く)を申請又は受領していません。
② センターから求められた場合は、国・センター等への充電器の利用状況等に関するデータの提供を了承します。
③ 充電設備の設置場所等に関する情報の一般への提供について了承します。
④ 新設される充電設備(中古は除く。)の設置について申請します。
⑤ 充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあります。
⑥ 充電設備の利用を他のサービスの利用又は物品の購入を条件としません。
⑦ 充電設備の利用者を限定しません。
⑧ 充電場所を示す案内看板を設置します。
⑨ 申請者がリース会社である場合は、月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり分を反映させます。
⑩ 私は反社会的勢力の団体に属していません。
⑪ 本申請書等によりセンターが入手する個人情報は、申請者への問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び振込、財産処分制限に係る調査等、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。(※)



※センターの個人情報保護方針については、センターHP (http://www.cev-pc.or.jp/privacy.html)に記載されております。